

東北防衛局における非常勤務等に関する達を次のとおり定める。

平成 29 年 3 月 29 日

東北防衛局長 深澤 雅貴

東北防衛局における非常勤務等に関する達

改正	平成 30 年 1 月 27 日	東北防衛局達第 6 号
改正	令和 2 年 3 月 31 日	東北防衛局達第 1 号
改正	令和 2 年 12 月 24 日	東北防衛局達第 5 号
改正	令和 3 年 3 月 31 日	東北防衛局達第 4 号
改正	令和 4 年 3 月 29 日	東北防衛局達第 2 号
改正	令和 5 年 3 月 28 日	東北防衛局達第 1 号
改正	令和 6 年 3 月 29 日	東北防衛局達第 5 号

東北防衛局における非常勤務等に関する規則の全部を改正する達（平成 27 年東北防衛局達第 4 号）の全部を次のように改正する。

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この規則は、東北防衛局における緊急事態等に対処するための態勢（以下「非常勤務態勢」という。）及び緊急事態等が発生した際の速報要領について定めることを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「緊急事態等」とは、緊急事態等が発生した際の速報について（防官文第 2623 号。20. 3. 7。以下「速報通達」という。）の別紙に掲げる事態及びこれに準ずると判断される事態並びに武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 2 条第 2 号及び第 3 号の武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）をいう。
- (2) 「部長等」とは、総務部長、企画部長、調達部長、三沢防衛事務所長及び郡山防衛事務所長をいう。
- (3) 「当直員」とは、東北防衛局当直員服務規則（平成 19 年東北防衛局達

第6号。以下「当直員服務規則」という。)第1条の東北防衛局当直員をいう。

- (4) 「連絡員」とは、緊急事態等に関し、情報収集及び連絡調整を行うために東北防衛局から部隊等（自衛隊の部隊及び機関をいう。以下同じ。）、関係機関（国又は地方公共団体の機関をいう。以下同じ。）等に派遣される職員をいう。
- (5) 「情報所」とは、第1種非常勤務態勢が発令された場合に情報収集を行い、関係部署に連絡通報するため、地方調整課又は当直室に設置する東北防衛局情報所をいう。
- (6) 「施設整備調査チーム」とは、中央施設整備調査チーム及び地方施設整備調査チームの設置について（防経施第3977号。24.3.28）に基づき設置される東北防衛局施設整備調査チームをいう。

(適用の範囲)

第3条 緊急事態等における東北防衛局の対応については、別に定めのある場合を除いては、この規則の定めるところによる。

## 第2章 速報要領

(緊急事態等発生時の速報要領)

第4条 職員は、勤務時間の内外を問わず、緊急事態等の発生を認知した場合、勤務時間内においては東北防衛局の各担当課長等（以下「担当課長等」という。）に、勤務時間外においては当直員に対して速報を行うものとする。

2 緊急事態等が発生した際の担当課長等は、次のとおりとする。

緊急事態等の種類	担当課長等
大規模自然災害（地震・津波災害、風水害、火山災害、雪害、その他の自然現象により重大な人的・物的被害が生じるものをいう。以下同じ。）	地方調整課長
自衛隊による重大事故（自衛隊の艦船、航空機等の事故、自衛隊の部隊訓練中の事故等であって死者又は行方不明者を伴うものその他社会的影響の大きいもの）	地方調整課長
在日米軍による重大事故（在日米軍の艦船、航空機等の事故、在日米軍の部隊訓練中の事故等であって死者又は行方不明者を伴うものその他社会的影響の大きいもの）	業務課長

国内における重大事故（自衛隊及び米軍以外の海上又は航空に係る事故であって多数の死者又は行方不明者を伴うもの、原子力施設関係事故、船舶、海洋施設等からの大規模な油流出事故であって、領海内等において被害が生じるもの、危険物、ガス、毒劇物、火薬類等の流出事故）	地方調整課長
我が国要人に関する事故で特異なもの（国外の事案を含む。）	総務課長
重大事件（核・放射性物質、生物剤、化学剤又は大量の爆薬を使用したテロ・ゲリラ事件その他大量殺傷型テロ事件、原子力施設等に対するテロ・ゲリラ事件、テロリズム事件であって社会的影響が大きなもの、ハイジャック、シージャック事件、不審船事案、外国艦船又は潜没潜水艦による我が国領海の侵犯、我が国周辺諸国からの弾道ミサイルの打上げ又は発射、大規模な騒乱、暴動、パニック等、外国軍用機による事件等、自衛隊が派遣されている国等における武力衝突）	地方調整課長
我が国周辺諸国からの大量避難民の日本への到着	地方調整課長
日本国籍の船舶、航空機等に対する銃撃、だ捕、妨害行為等	地方調整課長
我が国の主権が及ぶ海域において外国船舶等により政治的意図をもって行われる不法行為	地方調整課長
我が国周辺諸国による核実験の実施	地方調整課長
武力攻撃事態等	地方調整課長
自衛隊員による服務事案であって社会的影響が大きいもの	総務課長
防衛省・自衛隊の装備品等の製造中、研究開発中、試験中、修理中及び保管中における事故等で社会的影響が大きいもの	郡山防衛事務所長
自衛隊施設に係る建設工事中の事故で重大な人的・物的被害が生じるもの	調達計画課長
自衛隊員による電子計算機を通じた情報流出で社会的影響が大きいもの	総務課長
自衛隊員による重大な秘密保全事故	総務課長
防衛省・自衛隊に対する重大なサイバー攻撃	総務課長
自衛隊の病院等における医療事故等で社会的影響が大きいもの	総務課長

自衛隊における感染症の発生で社会的影響が大きいもの	総務課長
在日米軍の軍人等が公務外で起こした犯罪で社会的影響が大きいもの	業務課長

3 担当課長等は、第1項の速報を受けた場合又は自ら緊急事態等を認知した場合には、直ちに別紙第1により速報を行うものとする。

4 当直員は、第1項の速報を受けた場合又は自ら緊急事態等を認知した場合には、直ちに担当課長等に連絡し、その指示に従い、別紙第1により速報を行うものとする。なお、当直員が担当課長等を特定できない事案の場合は、地方調整課長の指示を受けるものとする。

5 局長は、前2項の報告を受けた場合には、事案の内容により、重複をいとわず、直ちに防衛大臣及び防衛副大臣（防衛大臣が東京を離れる場合に代理で対応できる防衛大臣政務官が指定されているときは当該防衛大臣政務官を含む。以下「防衛大臣等」という。）に対して、直接速報を行うものとする。  
（担当課への対応）

第5条 地方調整課長は、前条に規定する当直員が担当課長等を特定できない場合の速報を受理した場合、速やかに担当課長等を特定するとともに、関係する担当課長等に対し、当該情報を伝達するものとする。

2 担当課長等は、当該緊急事態等に関し、非常勤務態勢の発令がされるまでの間又は発令されない場合には、自ら又は必要に応じ東北防衛局関係課等と分担して速やかに地方協力局地域社会協力総括課地方協力確保班（以下「地方協力確保班」という。）、東北方面総監部その他の関係部隊等、在日米軍又は関係地方公共団体等との連絡を確保し、現地における被害状況、防衛省全体の状況及び当局に対する各機関からの要請の有無、内容等の情報を継続的に収集するものとする。

3 担当課長等は、前項により入手した情報を速やかに局長、当該担当課を所掌する部長及び地方協力確保班に適宜報告するとともに、必要に応じ東北方面総監部その他の関係部隊等、在日米軍又は関係地方公共団体等に所要の情報を提供するものとする。

（地方公共団体等への通報）

第6条 担当課長等は、必要に応じ、防衛大臣等に速報を行った事項について、局長の了解を得た上で、関係地方公共団体等に通報を行うものとする。

### 第3章 非常勤務態勢の準備

（非常勤務態勢の区分）

第7条 東北防衛局における各緊急事態等（ただし、速報通達の別紙の4のうち(5)から(12)及び在日米軍に起因したものを除く。）に応じて構築すべき非常勤務態勢の区分は、次のとおりとする。

	目 的	緊急事態等の例
第1種	関係部署との情報収集・連絡体制の確保及び対策本部各班の機能を必要最小限発揮できる人員の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東北管内（仙台市を除く。）で震度6弱の地震発生時</li> <li>・東北管内における自衛隊等の重大事故発生時</li> <li>・東北地方に向けたミサイル発射予告時</li> </ul>
第2種	対策本部を設置し、緊急事態等に対応する業務を適切に実施できる人員を確保して対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東北管内（仙台市を除く。）で震度6強以上又は仙台市で震度6弱以上の地震発生時</li> <li>・東北管内における大規模自然災害発生時</li> <li>・東北管内の原発事故発生時</li> <li>・他地方防衛局管内で治安出動が発令されるようなテロ事件等の重大事件（緊急対処事態）</li> </ul>
第3種	対策本部を設置するとともに、非常時優先業務を継続的に実施できる人員を確保して対応（基本的には局職員全員）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東北管内（仙台市を除く。）で震度6強以上又は仙台市で震度6弱以上の地震発生時で、携帯電話の通信が途絶している場合</li> <li>・東北管内における阪神大震災・東日本大震災と同等の被害の発生した大規模自然災害時</li> <li>・東北管内で治安出動が発令されるようなテロ事件等の重大事件発生時（緊急対処事態）</li> <li>・国内における防衛出動、防衛出動準備命令が発令されるような武力攻撃事態等発生時</li> </ul>

(注) 対象となる各種事態の例は、あくまで一つの目安であり、実際には我が国周辺における情勢の緊迫度や被害の発生状況等を考慮して局長が非常勤務態勢の発令又は解除を決定する。

(非常勤務者等の指定等)

第8条 非常勤務態勢発令時に招集される職員（以下「非常勤務者」という。）のうち、第1種及び第2種非常勤務態勢発令時に召集される職員の指定基準は、別紙第2のとおりとする。

なお、第3種非常勤務態勢発令時に召集される職員は全職員とする。

2 部長等は、別紙第2により職名で指定された職員を除き、職員の所属する課、職名、居住地及び第21条の規定を考慮の上、あらかじめ非常勤務者を

指定するものとする。

3 部長等は、別紙第2により職名で指定された職員及び前項の規定に基づき指定した非常勤務者のほか、職員の所属する課、職名、居住地及び第21条の規定を考慮の上、交代要員（以下「交代要員」という。）をあらかじめ指定するものとする。

4 部長等は、第2項及び第3項の規定に基づき非常勤務者及び交代要員（以下「非常勤務者等」という。）を指定したときは、別紙第3により名簿を作成して企画部長に通知するものとする。

（非常勤務者等呼集系統図の作成等）

第9条 部長等は、前条第2項及び第3項の指定をしたときは非常勤務者等呼集系統図（以下「呼集系統図」という。）を作成し、それぞれ管下の職員に周知徹底するものとする。

なお、呼集系統図の例は、別紙第4のとおりとする。

2 部長等は、前項の規定に基づき呼集系統図を作成したときは、企画部長に送付するものとする。

3 前項の送付を受けた企画部長は、呼集系統図をとりまとめ、当直室に備え付けるものとする。

（安否確認）

第10条 職員は、東北管内で震度6弱以上の地震の発生を認知したとき又は安否確認サービス等により安否報告を求められた場合は、安否確認サービスが送信する安否報告メールへの返信又は安否報告アプリ等により職員自身及びその家族の安否情報等を速やかに報告するものとする。

2 職員は、東北管内で震度6弱以上の地震の発生を認知したものの、通信の途絶等により、前項の報告ができない場合は、通信環境の回復後、速やかに報告するものとする。

3 総務課長は、職員の安否状況を局長及び部長等に報告するものとする。

#### 第4章 非常勤務態勢の構築

（非常勤務態勢の発令）

第11条 地方調整課長は、緊急事態等が発生した場合であって、非常勤務態勢を構築して対処する必要があると判断されるときは、第7条に規定する区分に基づき、非常勤務態勢の発令を局長に上申するとともに、発令されたときは、勤務時間内においては部長等に、勤務時間外においては当直員に直ちに連絡するものとする。

2 前項の規定によらず、東北管内で震度6弱以上の地震が発生した際は、地震発生時刻をもって下表の非常勤務態勢が発令されたものとし、地方調整課長は、勤務時間内においては部長等に、勤務時間外においては当直員に直ちに連絡するものとする。

地震の規模等	発令される非常勤務態勢
東北管内（仙台市を除く。）で震度6弱の地震発生時	第1種非常勤務態勢
東北管内（仙台市を除く。）で震度6強以上又は仙台市で震度6弱以上の地震発生時	第2種非常勤務態勢
東北管内（仙台市を除く。）で震度6強以上又は仙台市で震度6弱以上の地震発生時で、携帯電話の通信が途絶している場合	第3種非常勤務態勢

（非常勤務者の呼集）

第12条 部長等又は当直員は、前条第1項又は第2項の連絡を受けたときは呼集系統図を利用して速やかに非常勤務者を呼集するものとする。

（非常勤務者の登庁等）

第13条 非常勤務者は、前条の規定により呼集を受けた場合又は第11条第2項の規定に基づき非常勤務態勢が発令された場合は、職員自身及びその家族の安否状況や通勤経路の状況等を勘案し、登庁することが可能と判断した場合は、直ちに登庁するものとする。

2 非常勤務者は、出張や休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）等で登庁が困難となることが見込まれる場合、あらかじめ交代要員等の中から、調整の上、可能な限り代理者を指定するものとする。

3 部長等は、非常勤務者の参集状況を総務部長に報告するものとする。

（情報所の設置）

第14条 地方調整課長は、第1種非常勤務態勢が発令されたときは情報所を設置するものとする。

（交代要員の登庁）

第15条 交代要員は、連絡が無い場合、第1種非常勤務態勢又は第2種非常勤務態勢が発令された日の翌日が休日である場合は、0830までに職員自身及びその家族の安否状況や通勤経路の状況等を勘案し、登庁することが可能と判断した場合は、登庁するものとする。

2 非常勤務者は、交代要員登庁後、引き継ぎを実施し交代することとする。

（非常勤務態勢の変更・解除手続）

第16条 地方調整課長は、非常勤務態勢発令後の状況の推移に応じ、非常勤務態勢の区分を変更しようとするとき、又は非常勤務態勢を構築して対処する必要がなくなったときは、直ちに非常勤務態勢の変更又は解除の手続を行うものとする。

## 第5章 対策本部

（設置）

第17条 局長は、緊急事態等に迅速かつ的確に対処するため、第2種又は第3種非常勤務態勢が発令された場合のほか、必要があると認めるときは、当直室に対策本部を設置するものとする。

(対策本部の組織)

第18条 対策本部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 本部長 局長
- (2) 本部長代理 総務部長
- (3) 本部長補佐官 防衛補佐官
- (4) 副本部長（総務担当） 総務部長  
副本部長（企画・情報担当） 企画部長  
副本部長（技術担当） 調達部長
- (5) 本部長 企画部次長  
調達部次長

2 本部長は、対策本部の事務を総理する。

3 本部長代理は、本部長を助け、本部長が不在のときは、その職務を代行する。

4 本部長補佐官は、部隊運用等の見地から本部長に助言を行う。

5 副本部長は、本部長を助け、対策本部に設置される各班の事務を掌理する。  
(指示)

第19条 部長等は、対策本部が設置されたときは、非常勤務者に対策本部への従事その他の所要の指示をするものとする。

(班の設置)

第20条 対策本部に、次の4班を置く。

- (1) 企画・運用班
- (2) 情報班
- (3) 総務班
- (4) 技術支援班

2 各班は、原則として、次の課等をもって編成する。

- (1) 企画・運用班 地方調整課、業務課、施設補償課、施設取得課
- (2) 情報班 総務課（連絡員に限る。）、地方調整課（連絡員に限る。）、  
周辺環境整備課、防音対策課、施設管理課
- (3) 総務班 総務課、会計課、契約課、報道官
- (4) 技術支援班 調達計画課、事業監理課、建築課、土木課、設備課

3 各班は、班長、副班長及び班員をもって、次のとおり構成する。

- (1) 企画・運用班長 地方調整課長
- (2) 企画・運用副班長 地方協力確保室長  
基地対策室長
- (3) 情報班長 周辺環境整備課長



- (4) 情報副班長 防音対策課長  
施設管理課長
- (5) 総務班長 総務課長
- (6) 総務副班長 会計課長
- (7) 技術支援班長 調達計画課長
- (8) 技術支援副班長 事業監理課長

4 班長は、副本部長を助け、班の事務を整理する。

5 副班長は、班長を助け、班長が不在のときは、その職務を代行する。

6 班員は、それぞれ班長の指示を受け、各班の事務に従事する。

(班の事務)

第21条 企画・運用班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 緊急事態等に対する対処方針案の作成に関すること。
- (2) 対策本部の運営及び対策本部に置かれる班の事務のとりまとめに関すること。
- (3) 非常勤務者の変更その他非常勤務態勢に関すること。
- (4) 部隊等、在日米軍、地方公共団体等及び防衛省本省等の担当部署との連絡調整に関すること。
- (5) 報道機関、地方公共団体並びに被災者等への広報及び東北防衛局の活動の記録に関すること。
- (6) 行政財産等の一時的使用に関すること。
- (7) 調達協力に関すること。
- (8) 地方公共団体等に対する支援に関すること。
- (9) 企画部が行う応急対策業務（東北防衛局業務継続計画（東防総第2316号別添。25.7.5）第1章1の応急対策業務をいう。以下この条において同じ。）の全般統制に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、対策本部の事務で他の所掌に属しないものに関すること。

2 情報班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 緊急事態等に関する情報の収集、整理及び分析等に関すること。
- (2) 部隊等、在日米軍並びに地方公共団体等に対する東北防衛局の対応状況の連絡及び通報に関すること。
- (3) 連絡員の派遣に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本部長が指定するものに関すること。

3 総務班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 対策本部の人事管理及び物品管理に関すること。
- (2) 職員の安否等の確認及び報告に関すること。
- (3) 駐留軍等労働者に関すること。
- (4) 職員のメンタルヘルスに関すること。

- (5) 他の地方防衛局等からの応援受け入れに関すること。
  - (6) 報道機関及び被災者等からの問合せ、苦情申入れ等への対応に関すること。
  - (7) 総務部が行う応急対策業務の全般統制に関すること。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、本部長が指定するものに関すること。
- 4 技術支援班は、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 部隊等、在日米軍及び地方公共団体等に対する技術支援に関すること。
  - (2) 防衛施設等の被害見積、復旧等に関すること。
  - (3) 施設整備調査チームに関すること。
  - (4) 調達部が行う応急対策業務の全般統制に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、本部長が指定するものに関すること。

(対策本部会議)

第22条 本部長は、緊急事態等に関する対処方針案その他の重要事項を審議する必要があるときは、対策本部会議を開催するものとする。

2 対策本部会議は、本部長、本部長補佐官、副本部長及び本部員並びに各班長をもって構成する。

3 前項の対策本部会議における構成員が不在等の場合は、原則として、その職務代行者が出席するものとする。

4 本部長は、必要に応じ、指名した職員を対策本部会議に出席させることができる。

(連絡員の派遣)

第23条 情報班長は、東北方面総監部へ連絡員を派遣する必要がある場合及び防衛省本省等から連絡員の派遣を依頼された場合は、本部長の了承を得た後、速やかに連絡員を派遣する。

2 三沢防衛事務所長又は郡山防衛事務所長は、前項の規定に基づき、青森県又は福島県の区域内への連絡員の派遣について、情報班長と調整の上、協力するものとする。

## 第6章 雑則

(平素の準備)

第24条 担当課長等は、各職員が緊急事態等発生時において執るべき行動を把握し、迅速かつ的確な対応を執ることができるよう、関係規則の職員への周知並びに関係者及び関係機関の連絡先の把握に努めるとともに、教育訓練の企画及び実施等に当たるものとする。

2 調達部長は、技術支援要員の育成のため、職員の職務経験を踏まえ、応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士等の資格の取得を奨励するとともに、その練度を維持するため、所要の措置を講ずるよう努めるものとする。

(執務環境の確保)

第 25 条 担当課長等は、緊急事態等に迅速かつ的確に対応できるよう、平素から相互に連携を図りながら執務環境の確保に努めるものとする。

(非常勤務者の服装)

第 26 条 非常勤務者の服装は、特に示す場合のほか、原則として東北防衛局所定の防災服とする。

(当直員の業務)

第 27 条 当直員が処理に当たるものとされている当直員服務規則第 1 条第 2 号に規定する緊急を要する業務は、対策本部が設置されるまでの間、次に掲げるものを含むものとする。

- (1) 緊急事態等発生時における情報の収集及びその速報並びに非常勤務者に対する呼集の伝達に関すること。
- (2) 情報所が設置された場合等における支援に関すること。

(職務代行者の指定)

第 28 条 緊急事態等発生後に局長等が事故等により不在となった場合において、本規則に定める目的を迅速かつ的確に遂行するための代行者を次のとおり指定する。

被代行者	代行者 (第一位)	代行者 (第二位)
局長	総務部長	企画部長
総務部長	総務課長	会計課長
企画部長	企画部次長	地方調整課長
調達部長	調達部次長	調達計画課長
地方調整課長	地方協力確保室長	地方協力確保室室長補佐
三沢防衛事務所長	三沢防衛事務所次長	三沢防衛事務所業務課長
郡山防衛事務所長	郡山防衛事務所主任検査官	郡山防衛事務所総務係長

(委任規定)

第 29 条 この規則を実施するために必要な事項は、企画部長が定める。ただし、施設整備調査チームに関し必要な事項は、調達部長が定める。

2 三沢防衛事務所及び郡山防衛事務所におけるこの規則の実施に必要な細部の事項は、三沢防衛事務所長及び郡山防衛事務所長がそれぞれ定める。

附 則

この達は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 30 年 11 月 27 日東北防衛局達第 6 号〕

この達は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則〔令和 2 年 3 月 31 日東北防衛局達第 1 号〕

この達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔令和 2 年 12 月 24 日東北防衛局達第 5 号〕

この達は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

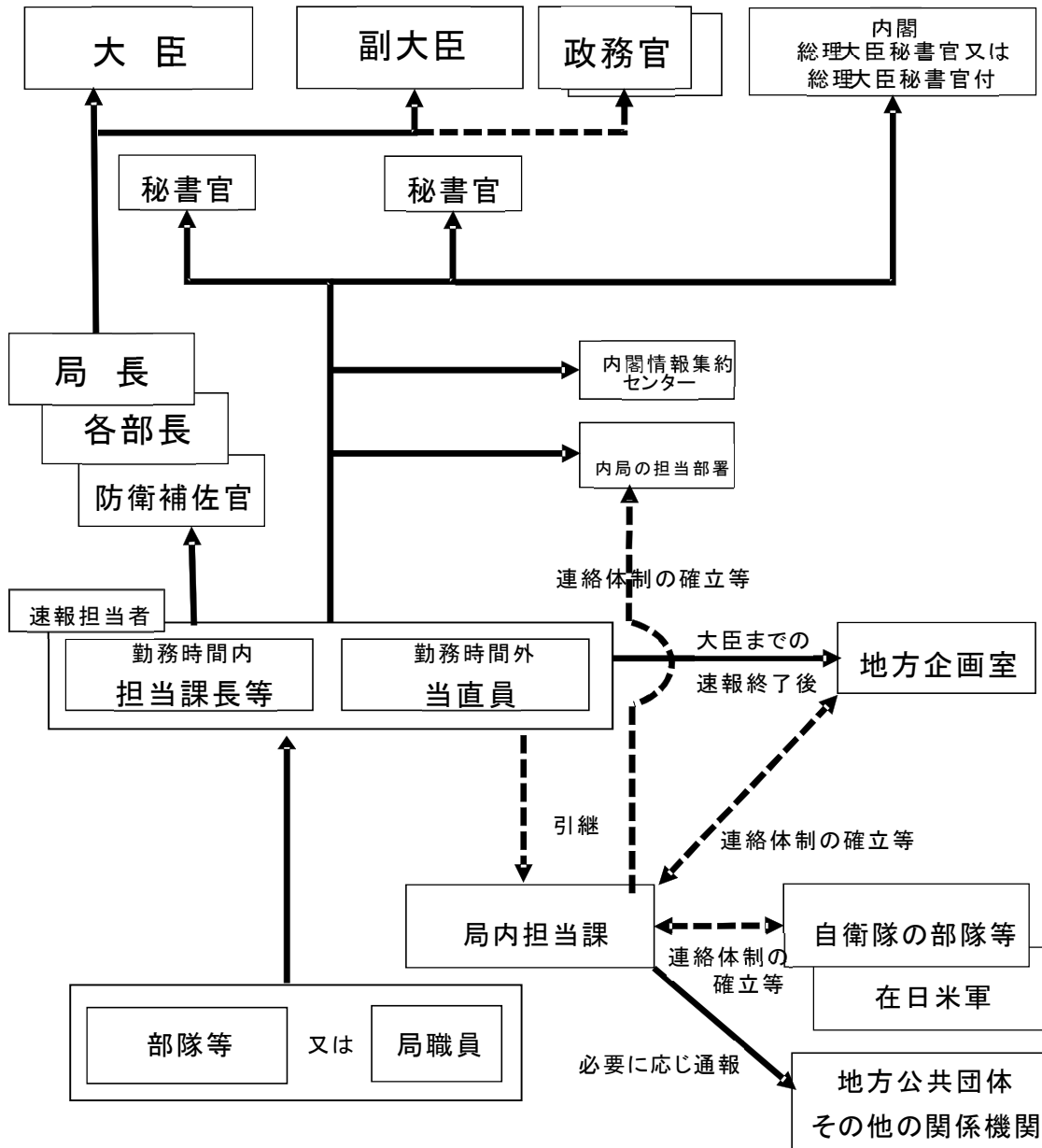
附 則〔令和3年3月31日東北防衛局達第4号〕  
この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則〔令和4年3月29日東北防衛局達第2号〕  
この達は、令和4年4月1日から施行する。

附 則〔令和5年3月28日東北防衛局達第1号〕  
この達は、令和5年4月1日から施行する。

附 則〔令和6年3月29日東北防衛局達第5号〕  
この達は、令和6年4月1日から施行する。

緊急事態等発生時の速報要領



- (注1) 担当課長等は規則第4条第2項に定めるものをいう。
- (注2) 速報内容が秘密保全上特別の配慮を必要とする場合は、局長が指示するところによるものとする。
- (注3) 局長は、防衛大臣が東京を離れる場合に代理で対応できる防衛大臣政務官が指定されているときは当該防衛大臣政務官にも速報する。

## 別紙第2（第8条関係）

## 非常勤務者等の指定基準

区分		第1種	
		非常勤務者	交代要員
企画・運用班	班長等	地方調整課 地方調整課長	地方調整課 地方協力確保室長
	班員	地方調整課 補佐・専門官×2 係長・係員×2	地方調整課 補佐・専門官×2 係長・係員×2
情報班	班長等	施設管理課 施設管理課長	周辺環境整備課 周辺環境整備課長
	班員	施設管理課 補佐・専門官×1	施設管理課 補佐・専門官×1
総務班	班長等	総務課 総務課長	会計課 会計課長
	班員	総務課 補佐・専門官×1 係長・係員×1	総務課 補佐・専門官×1 係長・係員×1
		報道官	契約課 契約課長
技術支援班	班長等	調達計画課 調達計画課長	事業監理課 事業監理課長
	班員	調達計画課 補佐・専門官×1 係長・係員×1	調達計画課 補佐・専門官×1 係長・係員×1

区分		第2種	
		非常勤務者	交代要員
本部長等※1		局長 防衛補佐官 総務部長 企画部長 調達部長 企画部次長 調達部次長	/
企画・ 運用班	班長等	地方調整課 地方調整課長	地方調整課 地方協力確保室長
	班員	地方調整課 補佐・専門官×2 係長・係員×3	地方調整課 補佐・専門官×2 係長・係員×3
		業務課 補佐・専門官×1	施設補償課 補佐・専門官×1
		施設補償課 係長・係員×1	施設取得課 係長・係員×1
情報班	班長等	周辺環境整備課 周辺環境整備課長	防音対策課 防音対策課長
		施設管理課 施設管理課長	施設管理課 施設企画室長
	班員	周辺環境整備課 補佐・専門官×1	周辺環境整備課 補佐・専門官×1
		防音対策課 補佐・専門官×1 係長・係員×1	防音対策課 補佐・専門官×1 係長・係員×1
		施設管理課 補佐・専門官×1 係長・係員×1	施設管理課 補佐・専門官×1 係長・係員×1
			施設管理課 補佐・専門官×1 係長・係員×1

区分		第2種	
		非常勤務者	交代要員
情報班	連絡員	総務課 総合調整官（陸）× 1	総務課 総合調整官（陸）× 1
		地方調整課 <sup>※2</sup> 係長・係員× 1	業務課 <sup>※2</sup> 係長・係員× 1
		周辺環境整備課 係長・係員× 1	周辺環境整備課 係長・係員× 1
総務班	班長	総務課 総務課長	会計課 会計課長
	班員	総務課 補佐・専門官× 1 係長・係員× 1	総務課 補佐・専門官× 1 係長・係員× 1
		会計課 課長補佐× 1 係長・係員× 2	会計課 課長補佐× 1 係長・係員× 2
		契約課 補佐・専門官× 1	契約課 係長・係員× 1
		報道官	契約課 契約課長
技術支援班	班長等	調達計画課 調達計画課長	事業監理課 事業監理課長
	班員	調達計画課 補佐・専門官× 1 係長・係員× 1	調達計画課 補佐・専門官× 1 係長・係員× 1
		建築課長	/
		土木課長	
	設備課長		
調査班	施設整備調査チーム現地調査班 <sup>※3</sup>		

※1 本部長等は、必要に応じ適宜交代

2 地方調整課・業務課の連絡員は、東北方面総監部に日米調整所が設置された場合のみ派遣

3 施設整備調査チーム現地調査班員は、別途、調達部長が規定

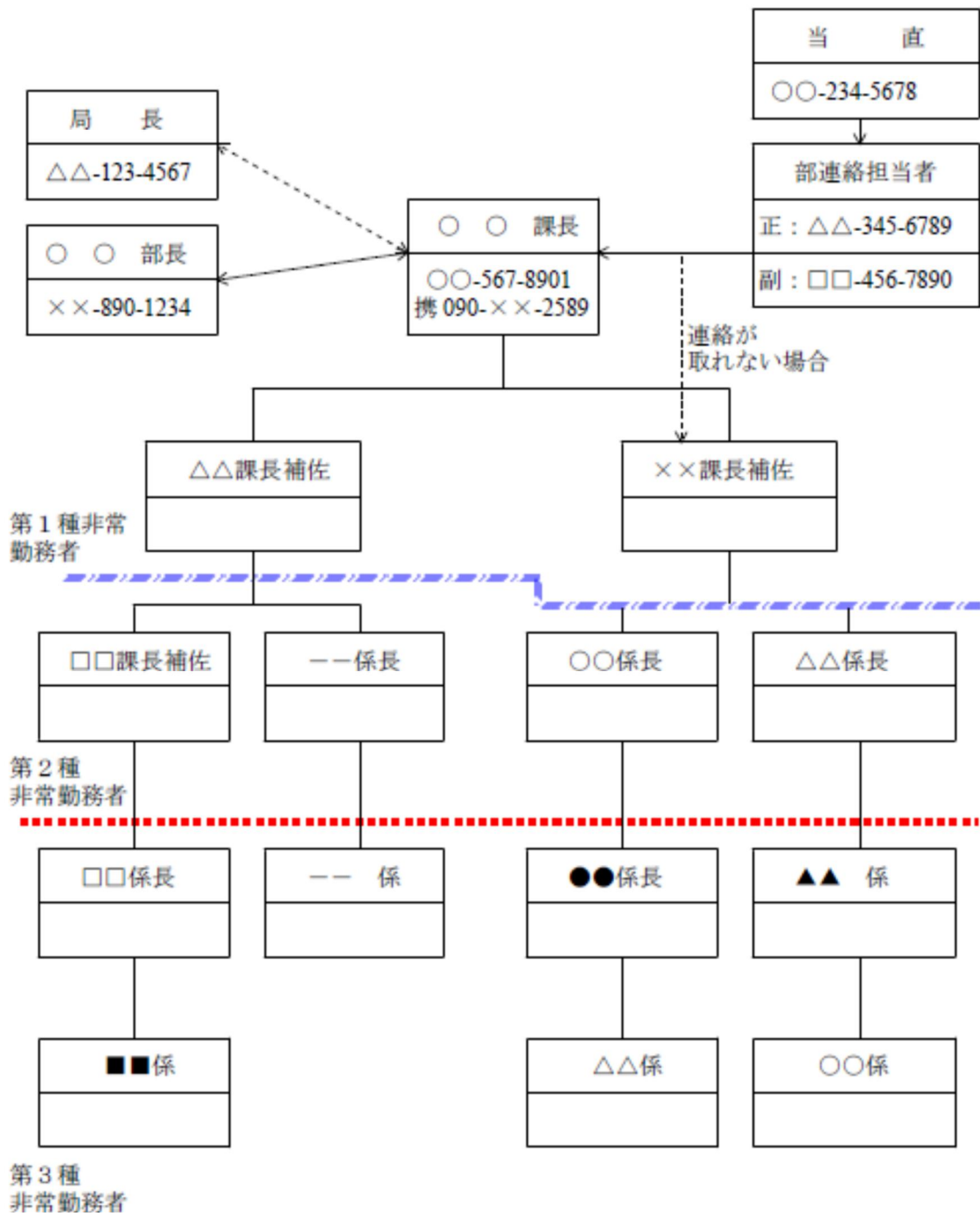


非常勤務者及び交代要員指定名簿

〇〇部

No.	課名	職名	氏名	住所	電話	摘要	指定区分			
							1種	2種	3種	交代要員
備考	課長不在時の代理者を指定し、摘要欄に優先順序を記載するものとする									

呼集系統図の例



※連絡を受けた最後の職員は、連絡を受けた旨課長へ報告する。

＜呼集連絡において連絡が取れない場合のルール＞

- (1) 呼集連絡において連絡がとれない場合は、その職員を飛ばし、次の職員に「〇〇に連絡が取れなかったことを申し添え」連絡する。  
なお、連絡が取れない職員に対しては、連絡が取れるまで繰り返し連絡する。
- (2) 次の職員も同様に伝達し、呼集系統の最後の職員は、課長等に対し、〇〇に連絡が取れていないことを申し添え報告する。
- (3) 連絡が取れなかった〇〇は、課長等に対し、連絡を受けた旨を報告する。